

## 社会福祉法人サンシャイン福祉振興会評議員及び役員の報酬等に関する規程

制定 平成28年規程第 4号  
改正 平成30年規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人サンシャイン福祉振興会（以下「法人」という。）の評議員及び役員の報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬は1時間当たり1,000円とし、勤務実態により支給する。
- (2) 支給する報酬の総額は、評議員全員で年額200,000円を超えないものとする。

(同前)

第3条 役員の報酬は次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬は1時間当たり1,000円とし、勤務実態により支給する。
- (2) 支給する報酬の総額は、役員全体で年額2,300,000円を超えないものとする（常務理事の報酬を含む。）。

(費用弁償)

第4条 評議員及び役員の費用弁償については、社会福祉法人サンシャイン福祉振興会旅費支給規程に基づき支給する。

(常務理事の勤務)

第5条 常務理事の勤務時間は、1日8時間1週間当たり40時間程度とする。

- 2 常務理事の日々の勤務に際し、通勤手当を支給する。
- 3 常務理事の通勤手当については、社会福祉法人サンシャイン福祉振興会パートタイマー等職員就業規則第9条第1項第1号から3号を準用する。

(支払方法)

第6条 この規程で定める報酬、費用弁償及び通勤手当については、毎月1日から月末までの期間の全額を、翌月の15日に、本人から指定のあった預金口座に振り込むものとする。ただし、その日が休日又は日曜日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日でない日とする。

(適用除外)

第7条 法人の職員を兼務する理事には、この規程を適用しない。

附 則（平成28年12月12日議決。規程第4号。）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人サンシャイン福祉振興会常務理事の勤務時間、報酬及び費用弁償に関する規程（平成27年規程第21号。）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年12月24日から施行する。